

(7) 各種申請書類の総点検

- 平成 16 年度には、送付件数、お客様にとっての重要度等を考慮し、医療費通知、国民年金納付案内書、公的年金源泉徴収票など 14 種類の通知書等について、明確かつ分かりやすい内容となるよう、優先的に見直しを実施。平成 17 年度においても、引き続き、優先順位の高いものから順次、見直しに着手。
- 併せて、平成 17 年度には、従来、地域により様式が異なっていた健康保険・厚生年金適用関係届書及び健康保険給付関係届書について、取扱件数の多いものから優先的に様式の統一化を推進。

(8) 高齢者や障害者が相談しやすい環境整備

- 全国の社会保険事務所において、
 - 手すりの設置
 - 障害者用トイレ・スロープの設置
 - 相談窓口への老眼鏡の備付を順次実施し、相談窓口のバリアフリー化を推進。
- また、平成 17 年 4 月から、耳の不自由な方が相談しやすい環境を整備するため、ファクシミリによる年金相談を開始。

(9) 年金見込額通知の対象年齢の引き下げ

- 現在、社会保険事務所等における年金相談に際し実施されている年金見込額の情報提供に関し、対象者を「55歳以上」から「50歳以上」へ拡大することについて、システムを整備し、平成 17 年度中に実施する予定。

(10) 年金加入者全員に対する保険料納付記録等の通知

- 平成 20 年度から導入されるポイント制(ポイントにより保険料納付実績とそれに基づく年金額の見込みを定期的に通知)に先立ち、平成 17 年 11 月から、国民年金第 1 号被保険者に対し、保険料の納付記録等をお知らせするサービスを開始。

(11) 年金裁定請求書の事前送付の実施

- 平成 17 年 10 月から、年金請求に当たり、わざわざ社会保険事務所等に出向いて裁定請求書を受け取る手間を省き、裁定請求漏れを防止するとともに、記載の負担を軽減するため、年金支給年齢に到達する直前に、年金加入履歴等をあらかじめ印字した裁定請求書を本人宛に送付するサービスを開始。

(12) ハローワークや市町村庁舎を活用した相談事業の検討

- 社会保険事務所の配置状況や地域ニーズを考慮し、社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎に職員（非常勤を含む。）を派遣し、出張相談を実施している。
- 現在、ハローワークの庁舎を活用した同様の取組の実施について検討中。

(13) 政府管掌健康保険の被保険者に対する健康診断の実施方法の見直し

- 平成 17 年度から、健康保険の被保険者に対する生活習慣病予防健診事業に関し、受診者の利便性を向上させるため、健診実施機関の増大を図っている。
(1, 526 機関(平成 16 年度末)→1, 651 機関(平成 17 年度末(予定)))

(14) レセプト開示の推進について

- 平成 17 年度から、年 2 回行われている医療費通知に併せて、レセプト開示の請求の趣旨及び手続き等の情報を提供し、被保険者に対する周知を図っている。

(15) 社会保険事務局におけるサービス改善協議会の設置

- 平成 17 年 7 月末を目途に、社会保険事務所等において提供されるサービスについて、利用者等の目線からの意見を反映させることを目的として、全国の社会保険事務局ごとに保険料拠出者、地域住民の代表、学識経験者等から成る「サービス改善協議会」を設置。

(16) 住基ネットワークを活用した年金受給者の生存確認

- 年金支給事務の適正かつ効率的な処理を図る観点から、住基ネット、市町村から提供される介護保険第 1 号被保険者情報及び厚生年金の被保険者情報を活用した生存確認について、平成 18 年度中の実施を目指し、平成 16 年度からシステム開発に着手。

(17) 各種情報提供の効果的・効率的な実施

- 年金広報については、新聞及び雑誌等複数の広報媒体を組み合わせて行う大規模広報に関し、効果測定を実施し、平成 16 年度においては、11 月の年金週間及び年度末の広報について実施。
- 平成 16 年度の年金週間の広報についての効果測定の結果は、概ね、
 - 新聞広告の認知率は、他の官公庁等で実施したものと比較して若干高いものの、十分とは言えない
 - 内容理解度は比較的高く、内容伝達には成果が見られたといった状況となっている。
- 今後とも、効果測定を活用しつつ、認知率の更なる向上を図るために、広告目的や対象者に応じ、広告内容・活用媒体を工夫するなど、効果的な広報の実施を図る。

3. 必要なサービスを提供するための体制等の見直し

(18) 社会保険事務所の窓口増設、年金相談センターの増設

- 平成 16 年度において、全国の社会保険事務所において年金相談窓口を増設。
- 年金相談センターについても、平成 16 年度中に 2ヶ所増設。
- 併せて、全国で 4ヶ所の年金相談センターを移転するとともに、2ヶ所の年金相談センターを廃止し、地域ニーズに応じた配置見直しを実施。
- 平成 17 年度においては、茨城県土浦市に年金相談センターを増設するとともに、利用が低調な年金相談センターについては、廃止を含めた措置を検討中。

(19) 年金電話相談センターの拡充

- 平成 16 年度において、社会保険事務所等に行かなくても年金相談ができる年金電話相談センターを 10ヶ所から 23ヶ所へ増設。

(20) 総合相談室の拡充

- 社会保険事務所におけるワンストップサービスを実現するため、社会保険事務所に総合相談室を設置し、平成 17 年 7 月現在、全国で 204 の社会保険事務所に設置。

(21) 社会保険労務士等の年金相談業務等への活用方策の検討

- 年金相談には、制度の説明、届書の記入方法など、個人情報にアクセスしなくても実施できるものがあり、自己の加入記録を保有している相談者等を対象として、専門家である社会保険労務士が社会保険事務所内の窓口において記入指導等の相談業務を行うことができないかについて検討中。

(22) 年金相談の民間ビジネスとしての環境整備方策の検討

- ファイナンシャルプランナーや金融機関等のビジネスとして、個人に対する積極的な年金個人情報提供を推進し、年金相談を実施できる環境整備の方策を検討中。

(23) 入力事務等の外部委託の拡大

- 平成 17 年度から、より一層の業務の効率化を図るため、入力業務の外部委託の対象を健康保険・厚生年金適用関係 10 届書から 36 届書に拡大。
- 給付関係届書の入力事務については、平成 18 年度からの外部委託実施に向け、平成 17 年 10 月からモデル事業の実施を検討中。

(24) 外部委託の効率化のためのモデル事業の実施

- 平成 17 年 6 月から、外部委託の集約化のモデル事業として、富山、石川、福井の 3 事務局をブロック単位として、健康保険・厚生年金適用関係届書の磁気媒体化等の委託契約を集約化。
- さらに、以下の 4 業務に係る平成 18 年度の外部委託契約に関し、全ての社会保険事務局分（上記 3 事務局を除く。）の業務を一括して入札にかけ、業者側が複数の事務局における業務を契約の対象として入札参加することを可能にした。
 - 国民年金届書、健康保険・厚生年金保険適用関係届出書の入力業務
 - 健康保険・厚生年金保険適用関係届出書の磁気媒体化
 - 健康保険・厚生年金保険被保険者情報等の FD 収録等
 - 国民年金保険料電話納付督促

(25) 政府管掌健康保険のレセプト点検の改善手法の検討

- 多くの健保組合においては、外部の企業にレセプト点検調査を委託している状況にあることから、健保組合における成功事例を研究するとともに、レセプト点検調査の外部委託の効果を調査することについて検討中。

II. 予算執行の透明性の確保等

1. 不適切な予算執行の排除

(26) 平成 16 年度の事務費執行に当たっては、宿舎の建て替え等を行わない

- 平成 16 年度においては、宿舎の建て替え、公用車の購入、交際費については、予算の執行を行わなかった。
- 平成 17 年度においては、これまでの国会等での議論を踏まえ、「年金保険料は年金給付及び年金給付に関する経費以外には充てない」という方針のもと、平成 17 年度予算における財政上の特例措置（事務費の一部に保険料財源を充当）の範囲については、制度運営に直接関わる適用、徴収、給付事務、システム経費に限定し、これまで年金保険料を充てていた職員宿舎、公用車等の経費については、国庫負担とした。また、予算の執行については、職員宿舎の建て替えの予算要求は行わず、既設宿舎の補修等で対応するなど、厳正な執行に努めている。